

公務員家庭の児童手当の受給について

1.児童手当の受給者が公務員になった場合

受給資格消滅届の提出が必要です。

消滅の手続きが遅れて、児童手当が払い過ぎとなった場合は返還していただく必要がありますので、すみやかに御連絡ください。

役場へ来ることが難しい場合は用紙を郵送しますので、記入後、提出してください。

なお、新庄村での消滅手続きとあわせて就職先での認定請求の手続きが必要です。

2.公務員を退職した場合

認定請求書の提出が必要です。

退職日から15日以内に申請して下さい。

期限を過ぎると手当を受け取れない月が生じます。

申請の際には、退職日がわかるもの（辞令など）または児童手当の消滅通知のほか、以下の書類等が必要です（後日提出可）。

《認定請求時に必要な書類》

1. 受給者名義の預金口座(金融機関名・支店名・口座番号)のわかるもの
2. 受給者と配偶者のマイナンバーがわかるもの(個人番号通知カードまたは、マイナンバーカード)
3. 運転免許証等、本人確認ができるもの
4. 受給者とお子さんの健康保険資格確認証またはマイナ保険証資格情報（マイナポータルから印刷したもの）